



R.I会長 ロン D. バートン

第2790地区 ガバナー
関口 徳雄 (浦安)

第5分区 ガバナー補佐
川名 幸雄 (千倉)

第5分区 幹事
鈴木 健史 (千倉)

第2790地区
ロータリー財団委員会
補助金小委員会 委員長
関 一憲 (勝浦)

第2790地区
ロータリー財団委員会
資金推進小委員会 委員長
伊藤 正人 (鴨川)

勝浦ロータリークラブ
会 長 中村 昇
幹 事 小林 悠紀

クラブ会報委員会
委 員 長 渡邊 ヒロ子
副 委 員 長 関 一憲
委 員 手塚 明宏
渡邊 光一

◆報告内容

1月31日(金)会員卓話 神村彰男君

◆本日の例会

2月7日(金)ゲスト卓話
菅原賢二氏『コーチング』

◆次回例会

2月14日(金)会員卓話 関一憲 君

2月21日(金)IM(インターシテ
ィーミーティング)に参加

2月28日(金)ゲスト卓話
田中俊之氏『水の秘密』

◆会長挨拶 中村昇会長



皆さんこんにちは。早いもので新年を迎えたと思ったらもう一月が終わろうとしております。光陰矢の如しと言われますが本当に日々が過ぎて行くのが早く驚く毎日です。一年の計は元旦にありと申されますが、年初に立てた計画・目標は着々進んでおりますでしょうか。今日は食について少しお話をさせていただきます。

昨年12月、ユネスコ無形文化遺産に和食が登録されたことは皆さんもご承知のことと思いますが和食は、一汁三菜を基本としています。家族団らんで囲む食卓は、大切な家庭教育の場(食育)でもあり、それらの総称が日本の伝統的な和食文化であります。かつて、米国では、肉に偏った食生活の弊害が医療財政を圧迫したためその対応策として、二年間、世界の食生活事情を調査したことがあります。その結果、最も理想的な食事は、江戸元禄時代以前の日本食であると結論付けています。雑穀を主食として、海藻入りの味噌汁、旬の野菜と近海魚を副食とした模範的な健康食であると。大の親日家として知られるアインシュタインは、「日本人の優しい心、美しい立ち振る舞い、正直な心の根源は、日本食にあるのではないかと、発言したと伝えられています。近時、諸外国で和食が見直されている反面、当の日本で和食文化が消えつつあるように感じます。日本が誇る和食文化を確実に次代へ継承しなければならないと思っています。欧米化が進んでいるのは生活スタイルのみでなく食についても言えるのではないかと危惧しております。皆さん如何でしょうか。そうは言ってもお年寄りや和食を好んで食していますが、若い年齢層になるとまさに欧米食が主流になりつつあるように思えてなりません。どうか今からでも遅くはありません。我々の年代からでも考えを戻しつつ、若年層に和食の大切さを教え、食させてあげる努力をしていかなければならないと思います。



米山記念奨学生ラヒムトラ君

『いつもお世話になっております。お蔭様で、大学では落着いて研究に打ち込んでいます。1月22日の学位発表会では先生から、高い評価をいただきました。これも、皆様のおかげです。ありがとうございました。』

◆委員会報告ニコニコ BOX

◇社会奉仕委員会 水野敬泰 担当理事



2月12日(水)今年も例年通り、ブルーベリーの漆原さんの協力を得て料理教室を開催します。参加ご協力をお願いします。

今年は、総野小学校1～3年生、40名くらいですが、ご家族も数名見えますので、温かくお迎えしてください。

◇会計 関正夫 理事



27日が下半期の会費納入日でしたが、銀行からの確認が出来次第、領収書をお渡しいたします。まだの方はお願いします。

◇職業奉仕委員会 関正巳 担当理事



28日に千葉で職業奉仕委員会があり、私が出席できませんでしたので、渡邊光一委員長が参加してくれました。例会には

なかなか出席できないことを申し訳ないと申ししておりましたが、肝心なときにしっかり活動してくれていることをご報告させていただきます。

◆ニコニコ BOX 親睦活動委員会 山本太郎 委員長

◇本人誕生日

斉藤麻美子 君



◇配偶者誕生日

古川範男 君



◇自主申告 斎藤麻美子 君



26日に初鯉が揚がりました。浜値でkg600円でした。餅鯉で美味しいです。みなさん、買って食べてください。

◆会員卓話 神村彰男君



税理士の神村君

『ふるさと納税』『租税回避』をテーマに卓話していただきました。

『ふるさと納税』平成20年度の税制改正による、寄付金に対する税の軽減措置のこと。

『ふるさと』・・・自分が生まれ育った故郷のみならず、全国どこでも「ふるさと」と思ったところがこの場合の「ふるさと」です。

『納税』・・・いわゆる「納税」ではなく、一般の寄付金に該当します。

『寄付金』・・・たとえば1万円の「ふるさと納税」をした場合、確定申告することにより、所得税で約800円、住民税で約6,400円 計7,200円の減税となります。『特産品』・・・自治体によっては、2,000円～3,000円の地元特産品を用意することにより地域興しに活用している。

この住民税の税額控除は、寄附を受けた自治体ではなく住民税を納めた住所地の自治体の負担となります。

それならより多くの寄付金を募らなければ、住所地自治体の「ふるさと納税」会計は負担となります。

各自治体は智慧を絞って特産品などのお返しを考え HP 上に UP しております。この特産品のお返しが重要なポイントとなります。寄附をしてくれる人に対してにその気になってもらうかのインセンティブになるからです。加えて地域の特産品を使うことによって地域の振興に役立てることが出来ます。

次に、消費税が4月から8%になることから、税に関連するものとして「租税回避」の事例を紹介し、何が課税庁とトラブルになったかをお話ししてみたいと思います。

誰も納める税金は少ない方がいい。ではどうしたらいいかということで、自分では節税のつもりでいろいろ考えて行った行為が時に課税庁から「だめですよ」と指摘された経験をお持ちの方も多いのではないかと思います。

皆さんご承知の通り、課税要件が充足しているのに事実を隠ぺいする行為が脱税です。それから税法が予定しているところから従って税負担の減少を図る行為それは節税です。ちょっとややこしいのが「脱税」でも「節税」でもない「租税回避 タックスボイタンス」という行為と「課税のがれ タックスエベーター」という行為です。「租税回避」は通常用いられる法形式を回避した経済的に合理性のない異常な法形式による取引を行うことで、税負担の軽減又は排除を行う行為です。租税法律主義によって形式的には合法だが、租税公平主義の観点から容認できないとして実質主義の観点から税法上の個別又は一般の否認規定を設けて課税の対象とされることがある。

「課税のがれ」は租税回避行為又は節税目的の商品のこと。経済実態として意味のない行為を組み合わせ、税法上の所得を先送りする手法及びそれを目的とした商品のこと。航空機を購入する匿名組合を設立し、投資家の投資金額と借入で航空機を購入しその航空機をリースする。匿名組合の損益がパスル課税されることに着目。アメリカでは「課税逃れ」を商品化しそれを販売することを専門とする会社がある。

「租税回避」は形式的には合法だが租税公平主義の観点から容認できないものであり、「課税のがれ」は経済実態として意味のない行為を組み合わせることで所得を先送りする行為のことで、はっきりとした違いが明文化されているわけではなく経済がグローバル化し複雑化したことにより時として課税庁と見解の相違が生まれ租税裁判まで発展することがあります。

租税回避の事例として「武富士事件」があります。

この事件の争点は「住所」です。租税回避の手段として海外居住者への海外財産の贈与は非課税ということに着目したことです。武富士会長がオランダの株式を購入しそれを香港に住所を移した長男に贈与したことが、1,600億円の申告洩れをしたという事例です。

最高裁では住所地について「違和感はあるが個別否認規定がないのに租税回避スキームを否認することは困難である。」として23年2月納税者勝訴とした。還付金は還付加算金を加えた2,000億円が還付。

次に「ストックオプション」です。「租税回避」ではありませんがグローバル化した経済行為に税法が追いつけなかった事例です。ストックオプションとは、会社の役員や従業員が一定期間内にあらかじめ決められた価格で所属する会社から自社株を購入できる権利のことです。

この裁判の争点は、外資系企業の日本法人の従業員などに与えたストックオプションの行使で得られた利益が「一時所得」か「給与所得」かということです。従来国内企業の場合は「給与所得」とされてきましたが、外資系企業と日本法人の社員は雇用関係がないので1998年まで「一時所得」として処理するよう国税当局により指導されていました。その後当局が「給与所得」とするよう統一指導を始めたが時間がかかり、不公平な課税がさなれ約100件の訴訟が係争中であったが、2005年1月最高裁は「給与所得に該当する」と判断を下した。

最後に「自販機還付」についてお話ししたいと思います。このスキームは「租税回避」というより消費税法が予定していなかったところを突いた「課税のがれ商品」といえると思います。消費税には課税売上と非課税売上があります。この売上を作るために仕入れやら経費やら消費税の係る支払が発生します。この事例は居住用のアパートを建築した時に建築代金の消費税を何とか戻せないかと考えました。このままでは居住用の家賃は非課税ですから建築代金の消費税は戻せません。そこで①事前に消費税課税事業者選択届を税務署に提出して課税事業者になる。②アパートの完成を年末にし入居者は翌年1月からとする。非課税売上をその年に発生させない。その年に家賃収入があるところの方法は難しい。③アパート敷地内に自販機を12月中に設置しその年に課税売上を発生させる。この方法は租税公平主義から違和感があるが消費税法上違法ではない。これで建築代金の消費税は還付されます。しかし現在は歯止めの改正がおこなわれメリットはなくなりました。(平成21年12月税制改正、一旦容認し第3年度まで課税事業者として平均をとると還付された金額を納付することになる。)